

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

建物の新耐用年数の適用時期

Q：建物の耐用年数が短縮されましたが、新規建物だけでなく、既存建物にも適用があるのでしょうか。あるとすれば、いつから適用されるのでしょうか。

A：既存建物についても平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

【解説】

平成10年度の法人税改正により、建物については、平成10年4月1日以後開始する事業年度から、耐用年数が10%~20%短縮されています。

この短縮された耐用年数は、法定耐用年数であり、新規建物、既存建物の区分はなく、平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されますので、既存建物については、改正後の新耐用年数に改定する必要があります。

ただし、平成10年4月1日以後開始する事業年度に、既存建物について、新耐用年数に切り替えるコンピュータの機械処理が間に合わなかったなどの理由で、耐用年数を改定しなかった場合には、短縮されていない旧耐用年数で償却費を計算していることとなり、単に償却不足が生じるだけとなります。損金経理されていない部分は損金の額に算入されませんが、償却超過額が生じることはありません。

